

ビッグデータを活用した新潟市観光動態調査業務委託に係る業者選定実施要領

1 事業概要

- (1) 事業名 ビッグデータを活用した新潟市観光動態調査業務
- (2) 事業内容 別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和7年2月28日（金）
- (4) 事業主体 新潟市
- (5) 委託金額 上限14,000,000円
消費税及び地方消費税を含み、消費税は10%で計算すること。
- (6) 業者選定 公募型プロポーザル方式とし、審査基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。
- (7) 公示期日 令和6年5月10日（金）

2 企画競争参加要件

提案者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者、又は市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者で下記の書類を企画提案書提出時に提出できる者。

<提出書類>

- ① 登記事項証明書
 - ② 直近の決算報告書
 - ③ 市町村税の納税証明書（新潟市に本社又は支店、営業所等がある場合）
 - ④ 国税の納税証明書（その3の3）
 - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】
- (3) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市の競争入札参加有資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。同入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
 - (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独または他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ア 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。

- イ 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
- ウ 共同企業体は代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

3 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、期限までに参加表明に係る書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月24日(金)午後5時00分
- (2) 提出方法 郵送・宅配便または窓口へ持参
- (3) 提出窓口 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市役所 観光・国際交流部 観光政策課
電話：025-226-2608 FAX：025-228-6188
- (4) 提出書類 【様式1】参加表明書(単独で参加する場合にあつては【様式1-1】、共同企業体で参加する場合にあつては【様式1-2】)
【様式2】共同企業体協定書兼委任状(共同企業体で参加する場合のみ)
※新潟市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、上記のほか、2.(2)に記載の書類を提出すること。
- (5) その他 提出後に参加を辞退する場合は、【様式4】参加辞退届出書を、令和6年5月31日(金)午後5時00分までに上記窓口に提出すること

4 提案に係る質問

本プロポーザルに係る質問の受付及び回答は下記のとおりとし、電話等による口頭での質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和6年5月20日(月)午後3時00分
- (2) 提出方法 【様式5】質問書により、持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法による
- (3) 回答日時 令和6年5月22日(水)
- (4) 回答方法 上記日時に市ホームページに掲載する
- (5) 提出窓口 持参、郵送、FAXの場合、3.(3)提出窓口に同じ
電子メールの場合は右記アドレス kanko@city.niigata.lg.jp
- (6) 受付しない項目 ①評価基準の配点に関する質問
②他の参加者に関する質問

5 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を表明した者は、期限までに企画提案に係る書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年6月5日(水)午後5時00分
- (2) 提出方法 郵送・宅配便または窓口へ持参で提出
- (3) 提出窓口 3.(3)提出窓口に同じ

- (4) 提出書類
 - ①企画提案書 8部 (A4サイズ: 様式任意)
 - ②類似業務実績 1部 (A4サイズ: 様式任意)
 - ③概算見積書 1部 (A4サイズ: 様式任意)
- (5) その他
 - ・提出期限までに提出窓口には到達しなかった提案、委託上限額を超える見積がされた提案については、いかなる理由をもっても選定されない。
 - ・提出後の案の差替え(追加及び変更等)は、提出期限までに再提出された場合に限り認める。
 - ・見積書の宛名は「新潟市長」宛てとし、事業名を正確に記載すること。

6 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりであり、極力具体的に示し、かつ、可能な限り簡素化することとし、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにするものとする。

- (1) コンセプト
 - 業務コンセプトの提案、業務の背景や目的に対する提案者の考え方など
- (2) 業務計画
 - 業務実施にあたっての全体スケジュール
- (3) 調査
 - ・調査につかうツールや手法、信頼性・客観性・安全性の根拠など
 - ・取得できる来訪者属性の種類など(例:年代・性別・居住地・職業・家族構成)
 - ・実施する調査の内容や、その調査を実施する理由など
 - ・本市が任意に設定できる観光エリアの上限数など
- (4) 分析
 - 分析を担当する者の経歴や関連資格など
- (5) 施策提案
 - 類似業務での施策提案事例など
- (6) 報告
 - 中間報告・最終報告の方法、市との情報共有のために効果的な提案など
- (7) 成果品
 - 報告書のデザイン、ページのイメージなど
- (8) 自由提案
 - 仕様書で示す以外に、本業務の目的達成に資すると思われる独自の提案、他者との差別化が図れるストロングポイントなど
- (9) 業務の実施体制
 - 責任者、担当部署、業務の一部を外部の別会社に委託する場合はその会社名、責任者名

7 企画提案書の評価基準

別紙「ビッグデータを活用した新潟市観光動態調査業務委託に係る評価基準」のとおり

8 委託候補者の選定

(1) 審査委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、審査委員会が行う。審査委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 審査方法

ア 審査委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 審査委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。

ウ プレゼンテーション審査の出席者は統括責任者を含め最大3名までとする。

エ プレゼンテーション審査の時間は、1社あたり30分（説明15分、質疑15分）を予定している。

オ プレゼンテーション審査は5社程度とし、参加者数が5社を超える場合は、書類審査の結果を基にプレゼンテーション審査を実施する参加者をあらかじめ選定する。

カ 別紙「ビッグデータを活用した新潟市観光動態調査業務委託に係る評価基準」に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者を選定する。ただし、市が定める基準を満たす企画提案がなかった場合は、再度企画競争を行う。

キ 提案者が1者のみであった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。

(3) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 競争の実施に際しての留意事項

(1) 本事業については、1社につき1提案のみとする。

(2) 企画提案書を選定した参加者に対しては、当該企画提案書を選定した旨を書面により通知するものとする。また、企画提案書を選定しなかった参加者に対しては、当該企画提案書を選定しなかった旨を書面により通知するものとする。

(3) 選定された場合は、当市と十分協議しながら事業を進めることとするが、選定された企画提案書の内容については、協議の上、変更・修正する場合がある。また、当市は作業期間中いつでもその作業の進捗状況について報告を求めることができるものとする。

(4) 本契約により制作された制作物の著作権は、新潟市に帰属するものとする。

10 契約に関する基本的事項

(1) 委託業者の決定

①審査委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

②最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

(6) 支払い条件

本事業完了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受領してから30日以内に代金の支払いを行う。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(3) 提出された全ての提案書は返却しない。

(4) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

①本公募の公開以降、審査委員会による選定が終了するまでの間に、審査委員に不当な接触を行った者。

②提案書類に虚偽の掲載をした者、または本要領に違反する表現をした者。

(5) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであるが、契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。

(6) 受託者の名称は公表できるものとする。

(7) 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。

※スケジュール

実施日時	内容
令和6年5月10日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
令和6年5月20日（月）午後3時まで	質問書提出期限
令和6年5月22日（水）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
令和6年5月24日（金）午後5時まで	参加表明書提出期限
令和6年6月5日（水）午後5時まで	企画提案書提出期限
令和6年6月10～12日（予定）	審査委員会（書類審査・プレゼンテーション審査）
令和6年6月中旬	審査結果通知

以上